

### 第3号様式

## 福島県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、ふくしま県産材利用推進方針第5及び福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第6の2に基づき、福島県木材協同組合連合会（以下「甲」という。）と 福島県（以下「乙」という。）は、福島県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

### 1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

#### (1) 構想の内容

組合員等が実施する県産材の安定供給等に関する取組を支援し、県産材の需要拡大を図ることにより、森林資源の循環利用や2050年カーボンニュートラルの実現、SDGsの達成に貢献する。

#### (2) 構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、組合員等が実施する県産材の安定供給体制整備を促進するため、木材産業の経営安定化、効率的な加工・流通体制の確立等のための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取組む。
- ・甲は、森林資源の循環利用を促進するため、県産材の総合利用を図る木質バイオマスの安定供給体制の構築に取組む。
- ・甲は、県内各地から伐採・生産された県産材の安全性を担保するため、各木材市場等に設置した放射線検知装置等を活用し、安全・安心な県産材の供給に取組む。
- ・甲は、建築物における県産材利用を促進するため、組合員が県産材を加工して供給する製品等の情報発信を行う。
- ・甲は、建築物における県産材利用を促進するため、品質や性能が明確なJAS製品の情報発信や普及促進に取組む。
- ・甲は、建築物における県産材利用を促進するため、設計士、建築士及びバイヤー等を対象とした各種イベントに積極的に参加し、JAS製品をはじめとする県産材のPRに取組む。
- ・甲は、県産材利用に関する意識醸成を図り、建築物における県産材利用を促進するため、県民が参加するイベントや県内小学校等を対象とした木育活動等に取組む。

### 3 甲の構想を達成するための乙による支援

- ・乙は、甲が行う県産材の安定供給体制整備を促進するため、素材生産者、木材市場、製材工場、製品加工工場等を対象としたサプライチェーン構築を支援する。
- ・乙は、甲が行う県産材の総合利用を促進するため、未利用材等の搬出利用を支援する。
- ・乙は、甲と連携し、県産材を加工して供給する製品等の情報発信を行い、県産材の利用促進に取組む。
- ・乙は、甲と連携し、JAS製品の情報発信や普及促進に取組む。
- ・乙は、甲が行うJAS製品をはじめとする県産材のPRの場を創出するため、首都圏で行われるイベント等の情報提供を行う。
- ・乙は、甲と連携し、県産材利用に関する意識醸成のための木育活動等に取組む。

### 4 構想の対象区域

福島県全域

### 5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から、令和9年3月31日までとする。

### 6 その他

#### (1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第8に基づき、乙に提出するものとする。

#### (2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合には、事務取扱要領第9に基づき、速やかに協議を行うものとする。

#### (3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合には、事務取扱要領第10に基づき、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和4年12月26日

甲 福島県木材協同組合連合会

会長 鈴木裕一

乙 福島県知事

内山雅雄